

令和6年5月30日

総務部長 坂井 元  
(契約監理課扱い)

指名登録業者に対する指名停止について

佐賀市は、5月30日に開催した佐賀市入札者指名等審査委員会において、下記のとおり指名停止の取扱いを審議し、決定しました。

記

1 決定内容

	指名停止業者名（本社所在地）	指名停止期間
(1)	株式会社魚国総本社 (大阪府大阪市中央区道修町一丁目6番19号)	令和6年5月31日 ～令和6年10月30日 (5か月)
(2)	葉隠勇進株式会社 (東京都港区芝四丁目13番3号 PMO田町東10F)	令和6年5月31日 ～令和6年8月13日 (2.5か月)

2 理由

前記1(1)及び(2)の事業者は、名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札について、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月22日に公正取引委員会から違反事実の認定を受け、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

このことは、佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領別表第2（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準）第6号（独占禁止法違反行為）に該当する。